

大分市総合計画第2次基本計画検討委員会 第2回 市民福祉部会 議事録

◆ 日 時 令和元年8月28日(水) 10:00～11:53

◆ 場 所 保健所4階 中会議室

◆ 出席者

【委員】50音順

影山 隆之 部会長、今村 博彰 副部会長、江口 公二、衛藤 良憲、小野 ひさえ、小野 仁志、
児玉 三枝子、田島 寛信、瀧 芳包(計9名)

【事務局】

企画課参事補 和田 勝美、同主査 中野 悠樹、同主査 上杉 幸喜(計3名)

【プロジェクトチーム】

福祉保健課主査 和田 宏、子育て支援課主査 吉田 晶信、
長寿福祉課主査 吉田 健治、障害福祉課主査 奈須 正博、
保健総務課主査 上田 卓司、健康課専門員 金並 由香、
人権同和对策課参事補 田邊 美紀、市民協働推進課主査 伊東 章将(計8名)

【オブザーバー】

福祉保健課、障害福祉課、子育て支援課、子ども企画課、保育・幼児教育課、企画課

【傍聴者】

なし

◆ 次 第

1. 大分市人口ビジョン、第2期大分市総合戦略について
2. 各節の検討
 - 第1章 社会福祉の充実
 - 第4節 障がい者(児)福祉の充実
 - 第1節 地域福祉の推進
 - 第2節 子ども・子育て支援の充実
3. その他

大分市総合計画第2次基本計画検討委員会 第2回市民福祉部会 会議録

事務局

おはようございます。ただいまから大分市総合計画第2次基本計画検討委員会第2回市民福祉部会を開会いたします。

まず、開会に当たりまして、本日は釘宮委員と牧委員が欠席ということでご連絡をいただいております。

本日は私たち事務局、プロジェクトチームのほかに福祉保健課、子ども企画課、子育て支援課、保育・幼児教育課、障害福祉課の職員が出席しております。ご質問には、担当課から答えさせていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

そのほかに、本検討委員会の公開につきましてのお知らせがございます。

本市におきましては、市民の行政に対する理解と関心を高め、開かれた市政を支援するために、各種会議の公開を行っております。本検討委員会も広く市民の皆様に意見をいただきたいという観点から、会議の公開と傍聴を行ってまいりたいと考えております。本日は傍聴者の方はいらっしゃいませんが、本日の議事内容を録音させていただき、議事録としてホームページ上に公開することとしておりますので、皆様ご了承をお願いいたします。

次に、お手元に配付している資料の確認をいたします。まず、次第、配席図、市民福祉部会の日程表、人口ビジョンと書かれた冊子、第2期大分市総合戦略概要版と書かれたA3資料、それと、第2期大分市総合戦略素案と書かれている冊子、あと前回配付させていただきましたが、今回、協議する節を抜粋した資料としてA3横の新旧対照表を3節ほど準備しております。それとあわせて政策データ集、また、第1節の地域福祉の推進につきましては、関連資料も添付しております。最後に、「総合計画の進捗状況の一覧」と書かれた資料を配付させていただいております。こちらは、現総合計画の42節に設定されております目標設定に関する策定当時の現状値、そして、30年度末における進捗状況、最後に今年度を目標とする目標値をあらわしたものになります。これからの議論の参考にさせていただければと思います。配付物等の確認はよろしいでしょうか。

それでは、早速議事に入りたいと思います。議事の進行につきましては、検討委員会設置要綱第7条第4項により、部会長が行うこととなっておりますのでよろしくお願い申し上げます。

部会長

おはようございます。雨が結構強かった中、皆様の地元は大丈夫でしたでしょうか。お足元の悪い中、お集まりいただきありがとうございます。

本日から本格的な協議になると思いますので、積極的なご意見をどうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。

議事の各論に入る前の最初の議事として、大分市人口ビジョンと第2期大分市総合戦略、この2つは事業のベースになるものですので、これについて事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、大分市人口ビジョンと大分市総合戦略について説明させていただきます。

それでは、まず、大分市人口ビジョンについてご説明いたします。本日本日お配りしております「大分市人口ビジョン」と書かれた資料をごらんください。

こちらは、平成28年の3月に作成した大分市人口ビジョンに直近のデータを加えるなど、現時点における時点修正を行ったものでございます。

1枚めくっていただきまして、目次をごらんください。大分市人口ビジョンは、人口ビジョンの位置づけ、対象期間など大きく4部構成としております。

1ページをごらんください。人口ビジョンの位置づけ、対象期間についてです。

大分市人口ビジョンは、大分市総合戦略を策定するに当たり、本市における人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向性と人口の将来を展望するものであり、まち・ひと・しごと創生の実現に向けた重要な基礎となるものと位置づけます。

また、総合計画の策定に当たりまして、同様に重要な基礎となるものでございます。対象期間ですが、国の長期ビジョンの期間を踏まえ、2060年としております。

ここからは、前回策定した当時から状況に変化のあった箇所を中心にご説明いたします。

まず、4ページをごらんください。人口動態についてですが、出生や死亡からなる自然動態と大分市への転入と大分市からの転出からなる社会動態の2つの推移を記載しております。

最初に自然動態ですが、出生数は1973年をピークに減少し、近年ではほぼ横ばい状態となっておりますが、死亡数は年々増加しており、2017年には出生数を上回り、自然動態は減少に転じております。

次に、社会動態については転入超過が続いておりましたが、2014年、2018年には転出者が転入者を上回り、転出超過となっております。

次の5ページは、大分市と県内市町村との人口移動の状況で、転出者、転入者ともに別府市が最も多い状況となっております。

続いて、6ページをごらんください。大分市と県外との人口の移動の状況で、転出者、転入者ともに福岡県が最も多い状態となっており、また、国外からの転入者が大きく増えており、転入者が転出者を上回っております。

次に7ページは、年齢階級別の人口移動の状況で、転入者では60歳以上が多くなっており、転出者では20歳から24歳が多い状況となっております。

続いて、13ページをごらんください。大分市の将来人口の推計でございます。

2015年の国勢調査を基本とし、国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研の数値を用い、将来人口を推計しております。社人研の推計によりますと、このままの状況で人口が推移していけば、2045年には大分市の人口は43万4,000人となり、2015年比で4.4万人減少すると予測されております。また、生産年齢人口は減少、老年人口は増加し、高齢化率はおよそ36%に達すると予測されております。

それでは、21ページをごらんください。目指すべき将来の方向についてです。

基本的な視点ですが、人口減少への対応は、2つの方向性が考えられます。1つが出生者数を増加させ、人口構造そのものを変えること。もう一つは、首都圏への転出者の抑制と地方への転入者の増加を図ること。この2つの対応を同時に進めていくことが重要となり、自然増と社会増の両面から人口減少問題に取り組み、人口減少の力

ープをできる限り緩やかにしていきます。

続いて、22ページをごらんください。本市の将来展望につきまして、自然増については、大分県の合計特殊出生率を踏まえ、2030年までに合計特殊出生率を2.0程度、2040年には2.3程度にまで高めることとし、社会増につきましては、県外からの転入者を増やすことを目指してまいります。

このように、自然増対策と社会増対策に取り組むことにより、2060年の大分市の人口45万人程度を目指すこととしております。

本市においては、国が人口ビジョンの見直しを行わないことや、青色の折れ線グラフにありますように、前回の社人研の推計よりも上振れしていることなどからも、引き続き2060年に人口45万人を目指すこととしております。

大分市人口ビジョンの説明は、以上でございます。

続きまして、「第2期大分市総合戦略素案」についてご説明いたします。

まず、A4の冊子の部分をごらんください。最初の1ページをお開きください。

まず、総合戦略を策定する趣旨についてです。

少子高齢化が進み、人口減少社会を迎える中、国では、地方創生を重要政策として掲げ、人口減少を克服し、各地域の特徴を活かした自律的で持続可能な社会を創造する取り組みが進められております。本市においても、ついに人口が減少局面に入中、地方創生の実現に向けた切れ目ない取り組みが求められていることから、地方創生のより一層の充実強化に取り組むため、第2期総合戦略を策定するものです。

続いて、総合戦略の位置づけについてです。まち・ひと・しごと創生法に基づき策定するもので、大分市人口ビジョンでは、2060年に45万人を目指すこととしておりますが、この人口ビジョンを実現するための目標や施策等を取りまとめるものがございます。

対象期間につきましては、2020年度から2024年度までの5年間としております。

続きまして、「大分市総合計画」と大「分市総合戦略」との関係についてご説明いたします。

「大分市総合計画」は、本市の最上位計画となり、「総合戦略」は一個別計画という位置づけになります。しかしながら、「総合戦略」は、人口減少対策等に優先的かつ重点的に取り組み、将来の大分市が自律的で持続可能なまちであり続けるための計画となり、また、さまざまな分野に関連しますことから、大分市が目指すまちの姿に大きく寄与する重要な計画になるものと考えております。

総合戦略の策定に当たりましては、総合計画の各施策の内容と整合性を図りながら策定するとともに、国や県の総合戦略を勘案する必要もございます。

続いて、A3カラーの「第2期大分市総合戦略素案の概要」と書かれた資料をごらんください。

素案の作成の考え方についてですが、先ほどもご説明しましたとおり、大分市総合計画の中から、人口減少の克服や地方創生に直接つながり、かつ優先的、重点的に取り組むものを抽出しております。また、国の総合戦略の基本方針2019で示されました未来技術や人材育成、誰もが活躍できる地域社会といった6つの新たな視点を勘案しております。

次に、素案の概要でございますが、基本目標を4つ掲げており、1つ目は、しごととにぎわいをつくる。2つ目は、人を大切に、次代を担う若者を育てる、3つ目はいつまでも住み続けたいまちをつくる、4つ目は安全・安心な暮らしを守り、未来をつくるとしており、この基本目標の達成に向けて、特に重要な指標として、企業誘致件数や合計特殊出生率といった数値目標を設けております。

また、その右側になりますが、4つの基本目標の下には、工業・商業・サービス業の振興や農林水産業の振興といった基本的な施策により構成されており、基本目標の達成に向け、それぞれの施策に取り組むこととしております。

現在、国においても、第2期の総合戦略の策定を進めており、現行の4つの基本目標などの枠組みは引き続き維持することとされておりますので、本市の第2期総合戦略においても、4つの基本目標などの枠組みは引き続き維持することとしております。

ここで、委員の皆様、こちらの大分市総合戦略について、どのようなご議論をしていただくかということについてご説明いたします。

基本的には、総合戦略だけをご議論していただくことは考えておりません。と申しますのも、先ほどご説明いたしましたように、大分市総合計画の中から、人口減少の克服や地方創生に直接つながる施策を抽出したものが、大分市総合戦略となるため、総合計画のご議論をしていただく際に、総合戦略に関連する内容につきましては、地方創生を実現するという観点を考慮して、ご議論いただければと考えております。

参考までに、資料の右側のほうに関連する部会名を記載しております。なお、総務部会のほうで4つの基本目標やこの総合戦略全般についてご議論いただくように考えております。

続きまして、大分市総合計画から、どのような内容を抽出したか、抽出した内容についてご説明いたします。

本日お配りしておりますA3横の新旧対照表の19ページをごらんください。

こちらは障がい者福祉の充実の部分の各取り組みでございまして、黒い丸の前にSのマークがついているものを、この部分が総合戦略に抜き出しているような形となっております。

以上で、第2期大分市総合戦略素案に関する説明を終わります。

繰り返しとなりますが、総合戦略だけをご議論していただく必要はなく、総合計画をご議論していただく中で、このSマークがついている取り組みにつきましては、地方創生につながる取り組みかどうかという視点を持ってご議論していただければと考えておりますので、どうぞよろしくご説明いたします。

説明は以上でございます。

部会長

ありがとうございました。今、事務局から人口ビジョンと総合戦略についてご説明いただきましたが、要点をまとめますと、総合戦略の素案の内容については、特に中身の細かいところをここで集中的に議論する必要はないということですね。総合計画と総合戦略と、似た名前のものが2つあるわけですが、上位計画である総合計画について議論を行うことで、総合戦略の部分の議論もあわせて行うという形で進めていくということ間違いございませんでしょうか。

事務局

はい、よろしくお願いします。

部会長

それでは、今の説明いただいた分について、ご質問とか、ご意見がございましたら、委員の皆様方からお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、私のほうから、細かいことですが、人口ビジョン、本当は今この予測でどうなのかとか、いろいろな考え方とか、疑問とかもあるわけですが、大分市の人口の適正サイズといいますか、四十何万人が目標みたいなのが、目標として妥当なのかというあたりは過去にきつと議論があると思いますが、どんどん増やすべきだとか、もっとコンパクトでもいいのではないかとかではなくて、45万人くらいがよいのではないかと議論について、もしおわかりでしたら教えていただけませんか。

事務局

この大分市の45万人というベースが、大分県の目指す人口の中で積み上げた、大分県の目標があって、その中で大分市は45万人程度というところになっていますので、大分県がその目標を変えたりするのであれば、そこも大分市としても見直すかどうかという議論にもなりますが、現時点では、大分県も人口ビジョンについて見直すかどうかはまだ未定ということでございますので、引き続きこの45万人を目指すといったことで考えております。

部会長

ありがとうございます。

委員

関連で、資料の6ページに大分市と県外の移動の状況があります。県の説明も聞いたのですが、福岡県への転出が多く、転出が3,000人で転入が2,300人です。福岡から大分市に呼び込むというか、転入を増やす場合に、福岡からは首都圏と関西に行く分に分かれるらしいです。福岡から都市圏に行かずに大分に帰ってくるという施策が行政としては必要だといいます。48万人が将来的には43万人ぐらいまでに減るとすると、そういうところまでこの人口ビジョンの中に入っていけるのかどうか、この展開を見ると、そういうところを押さえた上でいろいろな意見を出していきたいと思いますが。

部会長

6ページは、現状がこうなっているということですね。人口移動をマイナスからプラスにするとか、もっとプラスにするとかというのは、総合計画の中ではどの辺にかかわることで、どれくらいの成算があるのかということかと思いますが、それはこの部会のマターを越えるかもしれませんが、今回の計画素案の中では、それらはどのあたりにかかわってきますか、人口の社会減を増にするというあれは。子育て環境みたいなことだと、この市民福祉部会のことになってくるし、産業や雇用を増やすという話だと、別の部会でご議論があるかと思いますが。何かほかに要素としてあるのでしょうか。

委員

人口が一番基礎になりますから、それに合ったいろいろな施策を立てるわけだから、一応意見としてでも結構です。

部会長 それでは、計画のいろいろなところで。

委員 一番大事ではないかと思います。やはりいろいろな施策に全部かかわるから。

部会長 そこに留意して検討するというので、そういう広いご意見ということでお願いします。

事務局 総合計画の検討委員会の中でも各部会に分かれており、人口減少に対応する施策というところも含めて検討を進めておりますので。委員からいただいたご意見をこの総合計画の見直しに反映するように伝えていきたいと考えておりますので、意見として承りたいと思います。

部会長 ありがとうございます。ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。

 (なしの声)

部会長 こからが本日の主要な議題になります。議事の2番目に各節の検討に入っていきます。本日は、第1章第4節から議論を始めたいと思いますので、事務局から細かい説明をお願いいたします。

事務局 これから素案の説明に入っていきます。まず、各節の文章の構成について概要を説明いたしますと、最初に、動向と課題を記載しております。それに対する基本方針、そして主な取り組み、最後に目標設定という構成になっております。説明は、節全体を一括して行い、最後にまとめてご意見をいただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

 これから具体的な説明に入っていきますが、各節ごとにプロジェクトチームの担当がおりますので、ここからは担当のほうから説明させていただきます。

P T 第1章社会福祉の充実、第4節障がい者（児）福祉の充実の説明をいたします。お手元の資料、大分市総合計画第2次基本計画素案新旧対照表と政策データ集を用いて説明いたします。

 それでは、新旧対照表の17ページをごらんください。動向と課題から説明していきます。現行計画に加えまして、障がいの重度化や障がいのある人の高齢化の進展の後に、それに伴う親亡き後の問題が顕在化するなどの文言を追加しております。

 こちらは、国の第5期障害福祉計画期間において、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、緊急時の受け入れ・対応などの必要な機能を備えた地域生活支援拠点等の整備を進めることと示されたことによる変更です。

 それでは、お手元の政策データ集をごらんください。左上のグラフ障害者手帳所持者数の推移及び右上の障害者手帳所持者数（65歳以上）を見ていただくと、いずれ

も増加傾向にあることがおわかりいただけると思います。

大分市においては、平成30年9月に大分市障がい者相談支援センターを地域生活支援拠点として開所、また平成30年10月には大分市成年後見センターを本格稼働するなど、障がいのある人が住みなれた地域で安心して暮らせるための施策推進に努めているところでございます。

続いて、新旧対照表の18ページをごらんください。こちらは、基本方針について記載しております。基本的な方針につきましては、理念や考え方など大きな変更がないため、現行計画のままとしております。引き続き、ノーマライゼーションの理念のもと、適切な施策の推進に努めてまいります。

続いて、19ページをごらんください。主な取り組みについてです。

主な取り組みの変更点について説明いたします。取り組みの項目としましては、相談支援体制の充実を追加しております。動向と課題においても触れておりますが、地域で障がい者等や障がい者等の家族などが安心して生活するためには、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が即座に行われる体制が必要とされていることから、主な取り組みとして追加をしております。

続いて、次の取り組み、教育の充実をごらんください。一番上の項目で、教育施設の部分を学校施設に変更しております。こちらは、計画内における標記の統一を図るための変更となっております。

また、2つ目の項目では、交流及び共同学習の充実に努めますという文言に変更しております。こちらは文部科学省通知、特別支援教育の推進や障害者基本法の中で交流及び共同学習を積極的に進めることとされていることによる変更となっております。

続いて、3つ目の項目ですが、医療、福祉、保健等の関係機関との連携の下、障がいのある子どもやその保護者のニーズに対応する早期からの相談支援体制の充実に努めますと変更しております。こちらは、早期からの支援体制を充実させる上で、福祉、保健等、関係機関との連携が重要であることから、文章中に位置づけたものです。

続いて、資料20ページをごらんください。続いて、地域生活への移行の促進の変更点についてです。

こちらの上から2つ目の項目である、障がいのある人が地域において安全で安心し、かつ、自立した生活を続けられるよう、地域全体で支える体制づくりを推進し、相談体制や障がい福祉サービスの充実を図りますという表現に変更しております。国の計画における地域生活支援拠点等の考え方より追加したものです。

続いて、3つ目の項目をごらんください。こちらについても、バリアフリーマップの充実の文言を追加しております。こちらは大分市の共生社会ホストタウン事業の一環としまして、昨年度よりバリアフリーマップの作成に取り組んでいることから追加したものととなっております。

次に、社会参加の促進の変更点についてです。上から3つ目の項目に、障がい者の衣服に関する支援を行い、障がい者の社会参加につなげることに努めますという文言を追加しております。こちらは、障がい者等衣服相談アドバイザー事業に取り組んでいることによる追加となっております。

続いて一番下、5つ目の項目ですが、姉妹・友好都市及び共生社会ホストタウン

との交流やスポーツ大会等を通じて、共生社会の実現に努めますという文言に変更しております。こちらは、大分市がスイス国を交流相手国としました共生社会ホストタウンに登録されたことにつき、変更となっております。

続いて21ページをごらんください。こちらからは目標設定についてです。

今回の変更により、目標として就労支援サービス利用者数、上記福祉サービス利用から一般就労への移行者数、共同生活援助（グループホーム）の利用者数、手話通訳者を配置（巡回を含む）している市有施設数、大分市障がい者相談支援センター相談者数の5項目を設定しております。

変更点が2つございます。1つ目は、現行計画では、就労移行支援の利用者数、就労支援（A型）の利用者数、就労支援（B型）の利用者数の3つの指標に分かれておりましたが、これら3つを就労支援サービス利用者数として1つの指標に統合しております。こちらは、計画の途中で就労にかかわるサービスの名称や内容、新たなサービスの追加なども考えられることから変更を行ったものです。

あわせて、政策データ集もごらんください。左下には、就労支援サービス利用者数の推移をグラフにしております。こちらは、利用者が増加傾向にあることがおわかりいただけるかと思えます。また、その右側のグラフには、介護訓練等給付費事業（障害福祉サービス利用者数延べ人数）を記載しております。障害福祉サービスの給付費及び利用者については、一貫して増加傾向が続いております。

次に、2つ目は、大分市障がい者相談支援センター相談者数を新たな指標として追加しております。資料は、先ほどの新旧対照表のほうに戻りまして、22ページとなっております。こちらは、地域での相談体制充実に取り組んでいることから、指標として追加したものです。

以上で、第4節、障がい者（児）福祉の充実の説明を終わります。

部会長

ありがとうございます。それでは、今ご説明のあった、第1章第4節について議論していきたいのですが、私から、資料の表記の仕方について先に質問があります。

22ページの数値目標ですが、2つあります。1つは、上記福祉サービス利用から一般就労への移行者数、72人から100人は、いつからいつまでで100人という意味でしょうか。1年当たりという意味でしょうか。

P T

1年当たりでの数値です。

部会長

1年当たりですか。ここだけ取り出すとわかりにくかったので、表記の問題ですけども、ご留意をお願いできればと思います。

P T

わかりました。

部会長

それから、同じくその一番下、大分市障がい者相談支援センターの相談者数、これも同じですか。

P T

単年度です。

部会長 実数ですか。

P T 実数になります。

部会長 延べ件数ですか。

P T はい。

部会長 わかりました。そこも、ここだけ取り出して読んだときに意味がわかりやすいように、ご留意をお願いします。

P T わかりました。

部会長 今のご説明を踏まえまして、第1章第4節全体について、どの点でも結構です。ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

これも私から質問ですが、就労支援サービス、今は3つに区分されているところですが、将来区分が変わることもあり得るということで、一括りで何名という利用者の見込みを数値目標にしたということですが、グラフを見ますと、就労継続支援B型の利用者はどんどん増えているように見えますが、A型や就労移行支援はむしろ減っている。A型も微増であると。この辺が、国が設計した制度がうまくいっているのかという問題ももちろんあるのですが、実際、これは市が事業を委託していただいているわけなので、受け皿となる委託先が十分育たないと、目標が実行できないということにもなるかと思いますが、その辺で大分市の動向、例えば、手を挙げる事業者が十分いるとか、足りなくて困っているとか、あるいはこういうニーズがあるのに、そこは受けてもらいにくいとか、そういう事情があるかないか、何か解説がありましたらお願いいたします。

P T 手元に利用者の正確な数字はありませんが、大分市の動向としましては、利用者数は増えていないような状況でございます。といいますのも、先ほど部会長からありましたが、国の政策については、事業所や利用者にとって利用しにくいものもあるようです。

まず、国の動向からですが、こちらのサービスが2年間という期限がございまして、2年間の間に障がいを持たれた方が、例えば、研修、訓練を行っていくのですが、2年間の間に一般就労に結びつくまではなかなか届かなかったという方について、半年延長というのを認められているのですが、その期間内に就労できなかった方が再度使うということができないということが一つ。

あと、事業所側の受け入れの問題としましては、正直、事業所では、いろいろ業務のお手伝いやお仕事であったりといったことをするわけですけれども、積極的に就労に向けた支援を行っていき、本人の力も自立に向けて伸びていくような状況がありますが、そういった方が急に就職が決まりましたとなったら、事業所から1名抜けて、今度そのタイミングで新しい利用者が入るかということ、なかなか難しいところもあり

まして、事業所としては、そういう利用者のやりとりだったりとか、就労後の支援を継続して行えるのかというところは問題がありました。

平成30年度から、就労定着支援というサービスが新たにできまして、そういったサービスを利用した後も、同じ事業所が継続して、例えば、職場に訪問したりとか、ご本人のお話をお伺いしたりできるものができました。そういったものが今までのサービスに不足していたということもございまして、プラスになっているということと、今回の指標の変更にもつながっているのですが、そういった状況がございます。

大分市につきましては、事業所数は増えていないということと、まずは日中の活動、生活リズムといったところから障がい者の方がまず入っていくということで、この3つのサービスというB型というものが、これはデイサービスみたいなものに近いのですが、やはりまず利用しやすいと、B型を利用されて、生活のリズムが整ったので、もう就労に行けそうですという形で、直接一般就労につながるということも数多くありますので、移行を使わずとも就労に結びつくというような現状がございまして、サービスの設計としては利用しがたいところがございまして。

部会長 ありがとうございます。続きですが、ほかの地域で聞いた話では、新しい事業者ができる一方で、持たなくなると閉鎖するところも結構あって、数としてはほとんどだみたいなのを聞いたこともあるものですから、何か大分市で同じような事情があって、どんどん閉鎖するところがあるとか、そんなことはないかと思って伺いました。

P T 今年度に入って閉じた事業所もあります。毎年、報酬の改定であったりとか、そういったものもございまして、事業所の経営も安定しなかったり、正直難しいところもございまして。

部会長 営利企業ではないので、価格設定とか決められないので、難しいところもあるかと思えますけれども、わかりました。

委員 現時点でグループホームがどのくらい増えているのか、横ばいなのか、減っているのか。

それから、施設で働いている人というか、それにかかわっている方の、現状の把握が資料の中にありますか。それによって、指標の相談件数や利用者も変わってくると思います。だから、非常に充実しているところと、利用する側にとっては、AというよりかBのほうがという比較といいますか、利用する側の現状、なぜそうなったかというところ、その基本的なところの資料というのは難しいとは思いますが、現状の把握といいますか、経緯といいますか、そういうのはどこかの資料に入っているのかどうか。

部会長 計画の変更にかかわるようなところは、もちろん基礎資料があった上で変更しようという案でしょうから、そこはこの第1章第4節に限りませんが、全部の資料を出してくださいとは言いませんが、出せるものは出すとか、口頭で補足説明をしていただくと、委員の皆様の理解も早くなるかと思えますので、ほかのご担当の方も今後の議

論のためによろしくお願ひします。

グループホームは、利用が増えているというか、施設自体増えているのですか。

P T

はい。

部会長

目標を上回って利用者が増えていますね。

P T

はい。グループホームにつきましては、年々増加傾向にございまして、利用者もかなり増加しております。というのも、入居施設といった形の施設が増えないこともございまして、グループホームをつくって、地域の生活をという流れがございまして、市も積極的にそういったグループホームへの補助や支援を行っています。

現状ですけれども、昨年度の数字で申しわけございませんが、90施設のグループホームを超えて、現在もあると思いますが、こういった数値につきましては、毎月ホームページに市のほうから更新しているところです。政策データ集にも、この施設数を掲載しようとしたんですが、介護訓練等給付費という障害福祉サービスの事業のメニューが20前後とかなり多くて、こちらに収まらない状況がありましたので、外させていただきました。

委員

私は、現在そういうところで働いているので、実際目の当たりにすることが多いのですが、まず、支援員さんがとても不足しています。障がいを持っている方々、利用者が自分はこの仕事に就きたいと思っても、実習には行くのですが、実習のときに200%の力を出すのです。事業主の方から褒められて、実際に1カ月続けてみましょうといったときに、なかなか続けられないとあって、事業者からもういいですと言われるのです。だから、なかなか支援員が育っていないと、その利用者を支援するということがとても難しいと感じております。

先ほどおっしゃった定着支援ですか、2年間実習に行くと、でも2年になったら、ほんとうにすぐに打ち切られます。その後どうするかというと、また戻ってくるのですけれども、戻ったときにはもう部屋がいっぱいで入れない。それで保護者の方が困ってしまう。能力はあるのですが、持続性がないためにそのようになってしまう子もいるので、やはり支援員の数を増やすとかいうのも利用者にとってはとても大切なことではないかなと思います。

グループホームをつくることもとても大切なことだとは思いますが、そこに入れない利用者たちはどうするのか。全員がグループホームに入れるわけでもない。ある程度の能力と生活力がないと入れないグループホームが多い。全てが受け入れられるわけではない。

だから、卒業しても宙に浮いてしまっている子どもたちがいたりして、せっかくここで2年間頑張ったのに何だったのだろうという利用者が増えているというのも、少しかわいそうかなと思います。

年齢を重ね、B2からB1に戻ったり、落ちてしまったり、A型に行ってしまったりと、いろいろあるので、なかなか雇用就労ができないというところも難しいところかなと思います。

部会長 まず、施設スタッフのことについては、結局、今の制度の中で利用者に応じてその施設に支払われる報酬、それが制度上一定に決められているというところで、これは全国一律なわけなので、市町村ごとにその辺で工夫のしようはあるのでしょうか。

P T 近年、支援員の待遇ということで、加算のような形で給与に反映するよという
ことで、処遇改善加算というものが今度の10月にも変更がありまして、金銭的な面
では少し増えたりということもあるのですけれども、どうしても人員というところで、
なかなか。

部会長 もう一人増やすというほどの飛躍は難しいですね。そこは国の制度の問題もあるか
とは思いますが。
それから、グループホームに入れないような生活能力の方が少なくないということ
でした。

委員 多いですね。

委員 多いと思うね。

部会長 ここで言っているのは、高齢者の介護保険によるものではないですよ。

委員 うちは若い子なので、支援学校から卒業して。

部会長 状況について、市としては、どのように現状把握されているでしょうか。

P T 支援学校を卒業したり、グループホームに入れる方もいらっしゃる、逆にグルー
プホームを見つけるのが難しいという方もいらっしゃいます。相談支援専門員という
方がいらっしゃる、そういう対応が難しい方につきましては、市にご相談いた
だいて、グループホーム入居先であったり、今後の生活について一緒になって計画を
立てたりとか、生活する場所を探したりといったことしておりますので、その部分
は事業所だけということではなくて、市で協力させてもらいながら、継続してさせ
てもらいたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

部会長 もちろん数値目標で上がっていることしかしないという意味ではないでしょう
から、細かいところでいろいろと大分市としてできることは努力していただくとい
うのは当然のこととして、数値目標として重点的に上げているということだと思います。

委員 21ページの就労移行支援の利用者数、就労継続支援（A型）の利用者数について
ですが、2015年度実績で就労移行支援の利用者数が143人、データ集を見ると、
2016年は146人、2017年117人、2018年80人ですが、目標は20
19年241人、その次のA型についても目標値410人に対して、こちらは201
6年度あたりから増えているのかというところで、一番上の就労移行支援のところに

ついて聞きたいのですが、この目標値が2019年度で241人に対して、各年ごとになかなか増えないで、2018年がぐっと減っているということで、この目標に向けて何か具体的に取組んだことがあれば教えてください。

P T

先ほど部会長からもお話があった移行支援の流れにかかわってくると思いますが、就労移行支援につきましては、こういった移行支援の利用案内をしたり、相談支援専門員、マネジメントする方がいらっしゃるのですが、そういった方を集めた研修会みたいなものを市でも何回かしております。

そういった場所で、こういった移行の利用をもう少ししていけないかというご相談をしたりとか、周知しているところではありますが、どうしても受け入れ先の問題であったりとか、本人の状況であったりとかいうところで、正直数値が伸びていないのが実際のところではあります。結果として、その数値がB型であったり、こういった部分に流れていって、そちらの数値はかなり上がってきているということです。

ただ、市としましては、2番目の項目になっていますが、障がい福祉サービスを利用された方がどのくらい一般就労に結びついたかというところが一番重要だと思っておりますので、そういった意味も含めまして、今回1つに指標を統合させてもらって、利用された皆さんから100名というところの目標を立てさせてもらっております。

その結果としまして、2024年の目標値が2,600人という数値を出しておりますけれども、これが今までの目標値であります241人だったりとかといったものを全て足して、現状の障がい者の増加数、増加率などを加味して2,600人という数値を出しております。

委員

先ほど説明してもらったとおり、やはり一般就労にどれだけ移行できるかというところが、一番難しい点ではありながらも一番重要なところではないかと思えます。そう考えたときに、現行の計画では、それぞれ項目ごとに分けて目標数値を立てているわけですが、素案としては、全部数字をまとめてしまうとなったときに、その一番重要なところの目標値に対して、要するにそこが達成されなくてもB型が増えれば目標は達成できるようになると考えたら、この項目はまとめて一緒にする必要はないのかと、別々のままでよいのではないかと思えますが、その点についてはどうでしょうか。

P T

こちらの項目をまとめた経緯についてですが、今回3つという部分をあげており、2010年、2015年といった段階での考え方というところもございまして、今後、2024年に向けたというところで、現在の考え方といいますか、やはり一番の目標である100名という達成に向けて1つのサービスに統合しているのですが、一番の理由としては、市民の方から見てこうした1つの指標のほうがわかりやすいのではないかというのが正直ございました。A型、B型、移行支援、まずこれを見たときになかなか思いつかないと思えます。

そういったところで、説明の欄にもサービスのことを載せていますが、就労のサービスを利用した方が、これくらい就労することができましたという指標にしたほうが理解しやすいといいますか、わかりやすいというようなことがあるのではということ

で変更しております。

部会長

最終的に一般就労への移行者数100人という数字がよいかどうかは別として、そこをきちんと目標に上げて、そのために頑張っていくということ、そこが押さえられていることが多分最低限重要な点だろうと思います。

精神障がいの方々がこういう施設を利用しているところへ学生も実習に送ったりしていますが、就労移行支援という制度自体が、事業者にとっても難しい、苦しいものがある制度であり、また、そこを飛び越して、就労継続支援をまず利用して、そこから一般就労に行く方も結構いらっしゃるという面も考えると、国のこの制度自体また変わるかもしれないし、また、そこで個別に目標を立てて、こっちは減って、こっちは増えたという色分けはあまり意味がないのではないかみたいな実感を持っているところであり、この素案でよいのではないかと思っているところではあります。

委員

はい、結構です。

部会長

それでは、内容ではありませんが、先ほどもご説明にも出てきた、自立という言葉は、文脈によっては使って差し支えない言葉ですけど、文脈で特定せずに自立という、何をもって自立とするのかと、難しくなるので、資料のどこかでそういう言葉を使っているようでしたら、意味が明確で、しかも差し支えない使い方であるかというところは、皆様方ご留意をいただければと思います。経済的な自立を言っているのか、日常生活の自立を言っているのか、どのような意味なのかご協議いただければと思います。

委員

私は、当事者の一面もあり、社会福祉法人でB型とグループホームをやっています。先ほどから出ている、支援員や一般就労など、確かに問題は山積しております。その中で痛切に感じることは、障がい者自身のやる気、これを強く感じます。B型でも休みが多い。個人的用事があるとか、そんなことで休むなと言いたい。大したことない工賃かもしれないけど、障がい者という甘えているというか、私の口から言うのもあれですけども、努力が足りないというのはつくづく思う。このことを障がい者自身に言うときには、私は厳しく言うのですけれども、ほかの方からすると、そんなことを言われてと思うかもわかりませんが、そのこともこれから考えないといけないのかと思います。自分自身の反省も含めて、それを痛切に感じます。

部会長

参考意見ということで承っておいてよろしいでしょうか。

委員

はい。

部会長

そのほかに、ご意見ご質問はございませんか。

(なしの声)

部会長

それでは、次の第1節について、事務局から説明をお願いいたします。

P T

それでは、第1節の地域福祉の推進について、説明させていただきます。

資料としては、先ほどの新旧対照表と政策データ集と、あと本日お配りしました右上に「補則資料」と書いてありますA4の資料です。

最初に、補則資料の説明を簡単にさせていただければと思っております。なかなか地域福祉という分野が、高齢者とか、障がいとか、子どもに関するところとちょっとイメージが湧きづらい部分がございますので、今回、この第2次基本計画の見直しに当たって、ポイントというような形で、こちら1枚に簡単にまとめましたので、ご覧ください。

まず、タイトルにもなっております、地域福祉の推進ですけれども、そもそもが社会福祉法第4条に規定されております。読み上げますと、地域住民などは相互に協力をしながら、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるよう、地域福祉の推進に努めなければならないとなっております。

次に、今回、総合計画の見直しに当たってのポイントでございますが、大きく3つございます。

まず、1つ目が、地域共生社会の実現でございます。資料に記載してあるとおり、高齢者、障がい者、子どもなど全ての人々が地域、暮らし、生きがいを創り、高め合うことができる地域共生社会の実現ということで、平成28年に国が提唱した地域福祉における新しい概念になります。

2つ目のポイントといたしましては、社会福祉法の改正でございます。先ほどの地域共生社会の実現をするための具体策として、今回、社会福祉法の改正が行われたところでございます。改正の概要につきましては3つございます。1つ目が、我が事・丸ごとの地域福祉推進の理念の規定と、2つ目が、市町村による包括的な支援体制づくりに努める旨の規定、3つ目が、地域福祉計画の充実となっております。

ポイントの3つ目といたしましては、第4期大分市地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画の策定でございます。前の計画が30年度までの計画期間となっておりますので、今回、先ほどの地域共生社会や社会福祉法の改正内容などを盛り込んだ新たな計画ということで、この第4期の大分市地域福祉計画、右側が第5次地域福祉活動計画が社協の計画になりますが、それを一体ということで、今年から5年間ということで、昨年度策定しております。

本計画におきましては、①②③と書いてあるこの3つを重点的な取り組みとして設定させていただいております。1つ目が、今回の総合計画の指標にもなっております、福祉協力員の配置・支援。2つ目が、これは主に社協の分野にはなるのですけれども、校区もしくは地区単位で校（地）区社協が45箇所あり、その活動の充実というのがございます。最後3つ目、これが主に市のほうでやっていくものにはなるのですが、包括的な相談支援体制の構築ということで、社会福祉法の改正のところの2つ目にある市町村による包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されたことを踏まえ、この3番目に取り組みということで設定させていただいております。この補則資料をイメージしながら、新旧対照表の説明をさせていただきます。それでは、新旧対照表をごらんください。

まず1ページ目、最初は、動向と課題になります。主に上から8行目以降を変更させていただいております。具体的な内容といたしましては、8行目から10行目に先ほどご説明いたしました地域共生社会のことを追記させていただいております。

また、11行目以降におきましては、本市における地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進として、福祉・医療・保健・防災・教育・まちづくりなどのあらゆる分野との連携を図ることの重要性、また地域福祉の担い手である民生委員・児童委員への支援、大分市社会福祉協議会との連携強化を目指すということを記載しております。

続きまして、次のページをごらんください。こちらは、基本方針になります。今回、基本方針につきましては見直しを行っておりません。地域共生社会の実現ということで、新しい概念は出ておりますが、地域福祉そのものの大きな考えは変わっておりませんので、基本方針につきましては、引き続き同じ内容ということで今回させていただいております。

次のページをごらんください。ここでは主な取り組みということで、3つ設定をさせていただいております。変更点といたしましては、現行計画では、小地域での福祉のネットワークづくりとしておりましたが、今回これを、地域で支え合う体制づくりとしております。

これは、今回の社会福祉法の改正により、住民を初めとした地域福祉にかかわる全ての人々や機関が相互に協力して、地域課題の解決を図られる旨が法律に明記されたことを踏まえまして、タイトルを、地域で支え合う体制づくりと変更させていただきました。そしてまた、その中の1つ目の丸のところに住民主体という文言と、あと2つ目に地域住民同士が地域の状況や課題を共有し、解決を試みることのできる体制の構築の支援をそれぞれ追記しております。

次に3つ目の地域福祉推進体制の整備のところになります。左側の現行計画の3つ目の丸のところには、災害時の避難にという形で、いわゆる避難行動要支援者関係のことを追記しておりましたが、こちらにつきましては、今回第3部のほうに防災安全の確保ということで、別の部会にはなりますが、そちらのほうで議論ということになりました。そちらのほうに移管させていただいております。その3番目のところに今回、社会福祉法の改正の内容の中の、市町村による包括的な支援体制づくりが努力義務となったことを踏まえまして、その対応として、高齢者、障がい者、子どもなどの各種施策の調整・連携強化のため、庁内の体制整備を行うとさせていただいております。

次のページをお願いいたします。こちらにつきましては、目標設定でございます。現行計画では福祉協力員について目標としては掲げておりますが、なかなか目標に達していないというのが現状でございます。そのため、継続案件として、今回同じ内容で目標値を20校区ということで設定させていただいているところでございます。

なお、昨年度策定いたしました第4期大分市地域福祉計画と第5次地域福祉活動計画では、この福祉協力員を重点的な取り組みとしており、今後、制度化を図っていくことで、この目標達成をしてまいりたいと考えております。

次に、政策データ集をごらんください。

上半分が民生委員・児童委員の数の推移、民生委員の活動状況、下半分は近所付き合いの程度、地域活動への参加経験、この4つを今回、地域福祉に関係するデータと

いうことで掲載しております。

まず、民生委員についてですが、人数は年々増加しております、2007年では青色の区域担当と、赤色の主任児童委員合わせて792人のところが、今回一番新しい部分では885人となりまして、11%ほど増加している状況でございます。

また、その右の活動状況におきましても、訪問回数、活動日数が2007年度はそれぞれ228回、159日ですが、昨年度2018年度では270回、175日と、人数は増加しているけれども、活動の状況も増加しているという現状でございます。

その下左半分の、近所付き合いの程度ですが、こちら「困ったときに助け合う人あり」「互いに訪問し合う人あり」が減少傾向であり、逆に「ほとんど付き合いなし」が増加しているという現状でございます。

また、右側の地域活動への参加経験につきましても、「参加した事はなく、今後も参加したくない」といった回答が増加しております。よく言われる地域のつながりの希薄化であったり、地域活動への参加の減少というのが、この2つのデータからもはっきり見てとれます。

こういった背景もあることから、民生委員への負担も増加し、訪問回数であったり、活動日数などの増加といった、いわゆる負担増の原因の一つではないかと考えておりますので、今後とも、こういった負担軽減を含めた民生委員への支援の充実が市としても必要ではないかと考えております。

部会長

ありがとうございました。それでは、今の説明に質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

委員

近所付き合いの程度のデータ、出典が市民意識調査となっておりますが、対象はどれくらいだったのでしょうか。

P T

地域の暮らしと福祉に関する大分市民意識調査ですが、第1期の地域福祉計画のときから、毎回、意識調査として3,600名、18歳以上の市民の方を無作為に抽出して、郵送でやりとりさせていただいております。回答率は毎回5割前後ぐらいで、比較的高い回答率のデータとなっております。

委員

地域活動への参加経験も同じですか。

P T

同じ内容です。2002年のデータがありませんが、当時この質問をつくってなかったので、3回分ということとなっております。

委員

わかりました。

部会長

ほかにはいかがでしょうか。

委員

新旧対照表の中で、この中に入れるか入れないかの問題になりますが、3行目に生活困窮者と子どもの貧困問題というところに、社会的問題になっている児童虐待をで

きたら入れてほしいと思います。これは、第2節の子ども・子育て支援の充実の主な取り組みのところにはありますが、こちら中にも問題点として入れてよいのではないかと思います。

調べたところ、大分県全体で411件と相当あります。大分市もかなりあると思いますが、今、児童虐待でいろいろな問題になっているので、一言入れたらよいのではないかと思います。児童相談所の問題もありますが、それはまた後で。

部会長

第1章の中での第1節の位置づけにもよると思いますが、法律で新たに言われているところの地域福祉のことだけ、ここで述べるのか、それとも、第2節以降にかかわることを包括的にここで触れておくという、そういう性格も持たせるかですが、全体像を見ておられる事務局で何かご意見がございましたら、そういうことをここで追加するのが場所として適切でないから、第2節でしっかり書くべきだという考え方もひよっとしたらあるかもしれないし、どういたしましょうか。

委員

これは、かなり緊急課題だと思います。

部会長

重要な問題であることは間違いがないとは思いますが、第2節に確かに書いてあるわけなのですが、生活困窮者の増加と子どもの貧困問題の2つを追加したことの、逆に背景、何かそのような法改正があったのを受けてとか、そういう理由であれば、また別ですが、いかがでしょうか。

P T

地域福祉の分野が、いろいろな福祉を縦割りで整備されています。いろいろな福祉を包括的にやっていこうということで、今回、社会福祉法が改正されております。なので、特にこの地域福祉の分野で、今後、市としてどういうことをやっていかなければいけないかというのがまさに代表されるのが、今回の補則資料にもございました包括的な支援体制の構築ということで、分野を横断して総合的に支援ができるというような体制づくりを、この地域福祉の分野でやっていかなければいけないという認識でございます。

具体的に言いますと、複合的な課題を抱えている方、例えば、分野をまたいでいる場合、例えば、生活困窮の方であれば、当然生活が困窮していますので、金銭的な面と、あと当然就労といった複合的な課題を抱えています。子供の貧困に関して言うと、子供だけでなく、親もどうするかといった、そういった複合的な、あと代表されるのが、いわゆる8050問題。80歳の高齢者の親と50代の引きこもりの子をどうするのか。あとは子育てと介護が同時に来るダブルケアの問題であったり、そういったのは、今までであれば、多分それぞれがそれぞれで支援をしておりますが、そこら辺がやはり制度間の横の連携というのがなかなかうまくいっていない部分もございますので、そういうところをこの地域福祉の分野でしっかり考えていこうということで、今回、重点的な目標ということで記載はさせていただいております。

部会長

結論としては、第2節のほうでしっかり書くという案で、ここにはあえて書かなかったということですか。

P T 第2節のほうで、虐待に対する背景であるとか、地域のことについても触れてお
まして、そちらで言及しております。

部会長 わかりました。第2節で書いてあるほうがよいのではないかという事務局のご意見
なのですが。

委員 わかりました。

部会長 また、そのところで、今の素案の書きぶりでもいいかどうか、またご意見を頂戴する
ということでもよろしいでしょうか。

委員 はい。

部会長 ほかには、第1節についていかがでしょうか。
拝見していて大事なようだと思います、まだ事業が動いていない部分もあって、漠
然としているなという印象もありますが、その辺はもちろん今後の具体的な腹案が、
あるいはご予定があつての書き方と思いますが、何か補足、あるいはご意見がありま
したら。

委員 目標の設定が5年前5校区が20校区、今になっても6校区であり福祉協力員がほ
とんど増えていないという現状がありますが、1つは福祉協力員という概念といいま
すか、それが明確ではないということで、それぞれの45の校（地）区社協がござい
ますけれども、それぞれ考え方が違っているところがあります。だから、やっている
仕事もまちまちで、どれがいわゆる総合計画で目指す福祉協力員なのか、はっきりし
ないということがあります。

社会福祉協議会としても、校（地）区社協に対して福祉協力員をつくってみたらど
うかという要請をすることもありますが、福祉協力員とは一体どんな仕事をす
るのですかと聞かれたときに、こういった仕事をしますと。そうであるなら、どうい
った人材を充てればよいのでしょうか。活動するための経済的な支援は一体どのくら
いあるのですかということがあったときに、それ以上進めないという状況がございま
す。

それで、先ほど福祉保健課の担当者が説明しましたけれども、地域福祉計画の中で
福祉協力員の概念を明確にして制度化したらどうかと。仕事の内容がはっきりした上
で、経済的にどういった支援ができるのか、するのかということも制度化してみたら
どうなのかという話がありました。実際に地域福祉計画の中で、重点項目のほうに上
がっております。

ですから、これが動き出すと、おそらくどんどん増えていくのではないかと
思っておりますので。今回、非常に厳しい数値ではありますが、2024年度には目
標に達することができるのではないかと思います。

その中で、さっきいろいろな意見が出た中で、民生委員さんの仕事が非常に多様化

して重労働といいますが、大変な仕事になっている。そういった仕事を助ける、そういう役割も担ったらどうかという話も出ておりますので、福祉協力員が増えることで民生委員さんの仕事も少しは楽になるということです。手助けができるのではないかなということも期待しており、私としても、ぜひそういったことを市と社会福祉協議会と協力しながら進めていきたいなと思っております。

部会長

どうも補足説明ありがとうございます。

第1節に関してはいかがでしょうか。ほかにご質問、ご意見ございませんか。

(なしの声)

部会長

次の第2節について事務局からご説明をお願いします。

P T

それでは、第2節の、子ども・子育て支援の充実について説明いたします。新旧対照表の第6ページをごらんください。

まず、変更点について説明さしあげたいと思います。まず、動向と課題についてでございますが、女性の就業率の上昇を受けまして、労働力人口は増加しておりますが、15歳以上65歳未満の年齢に該当する生産年齢人口は減少していることから、労働力人口という表現を、生産年齢人口に変更しております。

次に、少子化に対する危機感をあらわすため、少子化の進行が予想されますという表現を、出生数は大幅に減少しており、急速な少子化の進行が予想されますと表現を変更しております。

次に、就労形態について、さまざまな働き方があることから、就労形態の多様化に、また、3歳未満の保育需要が特に高まっていることから、現状を踏まえた記述に変更しております。

次に、希望する人が安心して結婚・妊娠・出産・育児ができるよう、相談・支援体制を充実させるという表現を追加し、全体の文書の表現を変更しております。

続きまして、7ページをお開きください。基本方針についてですが、前半に子どもを望む親の希望がかなうよう支援に取り組む点につきまして言及しております。

続きまして8ページをごらんください。右から順番に説明していきます。主な取り組みについてでございますが、まず最初の、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の充実の中の2点目の表現を、今年度より子育て世代包括支援事業の開始によって、妊娠期から子育て期までの支援体制の充実、相談体制のワンストップ化を図っていることから、母子保健、子育て支援の連携強化を推進しに変更しております。

次に、乳幼児期における教育・保育の提供について、これまで定員拡大を推進し、待機児童数を大幅に減少させてきましたが、今後は将来的な保育ニーズを考慮しながら定員の確保を図っていく必要があることから、保育需要に応じた保育所等の定員を確保という表現に変更し、乳幼児期における教育・保育の提供体制については、2点目で言及することとしております。表現についても、平成30年度に策定した、大分市幼児教育・保育振興計画の基本方針に合わせ、乳幼児期の発達の特性を踏まえ、遊びを通しての教育・保育の充実を図りながら、生きる力の基礎をはぐくみますとして

おります。

さらに、配慮を要する児童への対応が重要となってくることから、3段目に、配慮を必要とする乳幼児期の教育・保育の充実に努めますを追加しております。

次に、子どもと子育てを支える社会づくりについて、2点目の児童育成クラブの整備・充実の次に、平成28年度より民間放課後児童クラブの活用を開始したため、その旨追加しております。

次に、仕事と子育ての両立支援について、冒頭に国が進めている働き方改革についても言及することといたしました。働き方改革については、現在も取り組んでおりまして、今後も継続して取り組む必要があるとの考えから追加しております。

続いて9ページをお開きください。目標設定でございますが、まず一番下の、3歳児健診でのむし歯保有率を、幼児健診の指標のため、第2章の健康の増進と医療体制の充実の、地域医療体制の充実から、こちらに移動し合計4つとしております。

ほかの3つの指標については、ほぼ同じ内容ではございますが、児童育成クラブに関する指標を定員数ではなく、保育施設の待機児童と同様に利用できなかった児童としております。

最後に、政策データ集をごらんください。現状としまして出生数が減少している中、保育施設や児童育成クラブの利用ニーズが大変高くなっていることから、出生数と合計特殊出生率の推移、乳幼児の幼児教育・保育施設の利用状況と利用率、保育所の利用定員及び利用児童数等の推移、放課後児童クラブの利用状況の4点を掲載しております。

説明は以上となります。

部会長

ありがとうございます。ただいまの説明された範囲について、ご質問、ご意見いかがでしょうか。

私から、幾つかありますが、1つは保育所利用の待機児童数がゼロになることはもちろん願わしいわけですが、利用を希望する人が増えてしまったら、ゼロにならないですよね。そのニーズの今後の予測というのはどうなのでしょう、大丈夫でしょうかという言い方は失礼かもしれないけれども、首都圏では、働き方改革の関係で予想を上回って利用希望者が増えて、大変なことになっている地域もあるので、大分市の場合、そこら辺は計算に入れて織り込んでいるのでしょうか。

オブザーバー

今おっしゃっていただきましたように、今後の予測の中には、やはり働く女性が増えてきているということについても一つ大きなポイントでございますので、可能な限り国勢調査の数字なども使いながら推計しているところでございます。

部会長

関連して、働き方改革という言葉が素案の中に出てきますけれども、国がいう働き方改革というのは、はっきり定義がありましたか。私の勉強不足かもしれないけれども、大臣や政治家が思いつきで言っているのか、国として言っているのかがよくわからないところなので、これが働き方改革の主な中身ですというラインナップはあるのでしょうか。

PT はっきり定義まで把握しておりませんが、市の取り組みとしまして何点か行っておりまして、例えば、ホームページでの啓発活動であるとか、中小企業の子育て優良企業に対しての表彰であったり、男女共同参画セミナーのほうで行っております。

部会長 方法論はいろいろあると思います。何を指すのかというところがきちんと定義のあるものだったらよいのですが、人によって言っている内容が違うようなブレのあるものをこういうところに上げてしまうのはちょっと危険ではないかと思ったものですから。達成するための方法論はいろいろあるし、地域ごとにも工夫が違うと思いますが、何を指す改革なのかというゴールの話です。

PT 定義を確認いたしまして、ここら辺に盛り込んであるかどうかについても1回検討をさせていただきたいと思います。

部会長 ご確認をお願いします。内容にクレームをつけているわけではないので。それから、保育のところで計画の3番目ですか、遊びを通しての教育・保育の充実を図りながら生きる力の基礎をはぐくみますと書いてあることに異論はありませんが、こういう具体的な表現を選んだ理由とか、こういう事業を想定して、こう書いたみたいなどころ、何かご説明、補足がいただけないでしょうか。

オブザーバー 要は、生きる力の基礎で、それについては、遊びを通してという表現をさせてもらっているのですけれども、まず、生きる力というのは、変化が激しいこの社会において、どちらかというと小学生以上に該当してきますが、さまざまな人間と協調し合って、自立的に社会生活を送るために必要な人間としての実践的な力になってきます。また、就学前の子供にとっては、生きる力の土台となる力になりますが、それを生きる力の基礎という表現をさせてもらいました。どういう形でつけるのかというのは、小学校になれば、算数、国語、体育、道徳などいろいろな授業があるのですが、保育所・幼稚園等においては、実際には遊びをしながら、それを育てています。どういうことを育むかということ、達成感、充実感、満足感、時には挫折感とか、葛藤を味わいながら精神的に成長してもらおう。そして、実際的には保育者は、その遊びを通じて、さまざまな子供たちに経験とか、学びを得られるような環境を構成する必要があるし、また、子供が遊びを次から次へと展開、拡大していくような適切な援助が必要になってくるという意味合いで、こういう表現と言葉を使わせてもらいました。

部会長 趣旨は、全く賛同いたします。今までなかったところに特別に入れた特殊な意図があるのか、それともそういう正論でおっしゃっているのかな、どっちかと思ったものですから、伺いました。よくわかりました。

先ほど虐待の件、言われましたけれども、こういう位置づけでいかがでしょうか。

委員 よいと思います。

部会長 ほかはいかがでしょうか。

委員 8ページの子どもと子育てを支える社会づくりで、地域住民とのまじわりが大きいと思いますが、養老複合施設というのがあるのですが、大分市にはどのくらいあるのでしょうか。

部会長 子どものための施設と高齢者のための施設を兼ねた。

委員 そうです。合併して同じ施設内にあるのですけれども、それが幾つかあると思いますが。

部会長 大分市内ではいかがでしょう。

委員 要は、そういうまじわりが必要だと思います。核家族化した社会の中で、老人と子供たちが話し合うとか、まじわるというのは非常に大切なことだと思いますが、どうですかね、数としては把握してなくても、そういうものを推進するとか。

部会長 市内ではどうでしょう。把握されていませんか。

オブザーバー 緑が丘に緑が丘こども園が小規模の施設、いわゆるすくすくという保育施設については、高齢者の施設と保育の施設が1つの敷地内にあって、いろいろな交流とかしているというのを把握しております。また、あとそれ以外にも数園あると把握しております。

委員 民間がすることですから、制限があると思いますが、できれば推進という方向がよい感じがします。

部会長 私が側聞するところでは、1つの建物、空間の中にいると、高齢者も幼児もインフルエンザ、ノロウイルスなどの感染症に弱いですから、お互いに感染させ合ったりして、結構リスクが上がって、つらい面もあるということを知ったことがあります。ただ、多世代の交流、高齢者と子供たち、世代を越えた交流をすると双方元気になるということは研究的にも言われていますので、形態はともかくとして、形としては推進する方向は大事かと思います。

ここは、第2節子ども・子育て支援の充実ですが、高齢者と縦割りを越えた話になってきますので、具体的な政策としてどのように持っていくかはいろいろ検討の余地があるかとは思いますが、子どもと子育てを支える社会づくりの中のどこかに、いろいろな世代からの参画を促すとか、呼び込むとか、何かそういう表現を入れておくと、後で何かのときに参照できるのではないかと思います。

委員 空き校舎とかを利用して、高齢者が子どもが交流できるとよいですね。

部会長 地域住民との連携という言葉は、今の素案でも入っているので、そこに何かそういう積極的な部分も入るとよいですが。

- 委員 松岡地区は、ついこの間から、オレンジカフェというのを開設しました。それを福祉カフェみたいにして、午前中は高齢者、午後は子どもたちが帰ったときに何かを一緒にするとか、そういうのを年間に何回かするように計画を立てました。つい、この間も、朝から小学校の子供たちやベビーをみんな連れてきて、一緒にゲームをしたりしました。
- そういう場所があると、そこは民間の放課後の児童クラブの活用になりますが、今、民間がとても協力的なので、学校にももちろん併設されていますが、この間、お伺いしたら、学校が併設している児童クラブも企業の方が今度するところも、あれは全部同じなのでということをお聞きしました。
- 部会長 放課後児童クラブなどと交流するというのはありだと思います。
- 委員 そういうことをやっていましたね。
- 部会長 今ここで素案をどうするかというのは、すぐに結論が出ないかとも思いますので、今のようなご意見を踏まえて検討していただくというわけにはいかないでしょうか。今の多世代交流の話を、もう少し具体的に地域住民との連携というのをもう少しと具体化して書きかえることができないかどうかですね。細かな政策までここに書くことはないと思いますので、ご検討いただければと思います。
- 事務局 わかりました。
- 部会長 ほかはいかがでしょうか。
- 委員 9ページの指標、児童育成クラブを利用できなかった児童というのがありますが、これはどういう意味でしょうか。
- 部会長 利用を希望したけれども、満員で行けなかったということですか。
- P T 保育所と違うのが、基本、児童育成クラブは通年利用を想定しておりまして、保育所であれば空きがあれば入れるという状況ではありますが、児童育成クラブは4月に申し込みをして、入れなかった場合については利用ができないことが多いものですから、表現として、利用ができない児童としております。意味合いとしては、待機児童と同じ内容です。
- 委員 利用できなかった児童が、現状5人いて、それをできなかった児童をなくすということはどういうことですか。
- P T 現状、この5人が全て4年生以上の児童になっておりまして、今後、児童育成クラブにつきましては、定員の拡大を図っていく中で、小学校1年生から6年生の希望する児童全てを受け入れができるような体制を図っていきたいと考えております。

委員 児童育成クラブだけですか。放課後児童クラブは。

P T それも含めてです。

委員 この表現は、児童育成クラブになっているけれども、それはよいですか。

P T 表記を検討させていただきます。

委員 両方ということですか。

P T 民間も含めてということで。

委員 常に誰でも入れるような体制をつくるということでよいですか。

P T はい。

部会長 むし歯の指標について、あまり詳しい説明がなかったような気がしますが、あえて目標に上げた経緯というか、背景とか何かございますか。

P T もともとこの指標は別の場所に入っていましたが、内容的にこちらの第2節がふさわしいということで、こちらに移動しております。

部会長 わかりました。
ほかにはいかがでしょうか。この節についてご質問、ご意見ございませんか。

(なしの声)

部会長 それでは、議事の3、その他について事務局のほうからお願いいたします。

事務局 それでは、本日、皆さんのほうからいただいた意見等につきましては、また内部のほうで検討した結果を、次回、会議の冒頭にご説明をさせていただきたいと考えております。また、他の部会にかかわる部分、あるいは他の部会から本部会に対するご意見等もあわせて次回ご説明させていただき、また改めて意見をいただければと考えております。

次に、今後の会期の日程につきまして、お手元にお配りしております市民福祉部会日程表をごらんください。

先日、委員の皆様の方に10月の予定等をお聞きいたしまして、第3回、第4回の日程の決定をさせていただいております。全委員さんにご出席いただく中での開催というのが難しいところではございますけれども、第3回につきましては10月15日火曜日10時から、第4回につきましては10月29日火曜日10時からということで、できるだけ多くの委員さんが参加できる日、あるいはかかわりが深い委員さん

がご出席できる日を設定しております、その内容につきましても、出席いただける委員さんに合わせた形で組み替えをさせていただいておりますので、ご了承いただきたいと考えております。

以上でございます。

部会長

何か今の件につきましてご質問等ございませんでしょうか。

(なしの声)

部会長

それでは、今後の議事の予定、この日程表のとおりに行いますので、今日の件、あるいは今後の議事の件で、前もってこういうデータ、こういう資料を教えてくださいということがございましたら、もし事前に委員さんのほうから事務局にご連絡いただければ、当日準備いただけるかもしれませんので。ない資料は出ないかもしれませんが、調べていただけたらと思いますので、議事の当日になってからだと、そういう手配が間に合いませんので、もしご希望、ご意見ございましたら、事務局のほうにご連絡いただけますように部会長からお願いいたします。

委員

ちょっといいですか。この場でお話するのが妥当かどうか知りませんが、これを市民の皆さんに、これだけ立派な資料をつくって、一生懸命みんな話し合いをして、しかも、13地域の地域ビジョン会議とかいろいろやって、いろいろこう決めています、決めた後は市民に広報活動をしていただきたいと思います。

例えば、総合計画の概要版、非常にまとまっています。パソコンで大分市のホームページに載っていますが、量がものすごいですから見る人はほとんどいないと思います。むしろ、この概要版の、こういうのを見るほうがわかりやすく、今何をしているか、今何をどこでどうやっているかというのが全部わかります。それで、目標に対して非常に成果も出ていますので、もう少し宣伝していいと思います。

実際に知りませんでしたので、何かで目に触れるというのが必要だと思います。地区の回覧板でもよいではないですか、ぜひ、そういう広報活動をしていただきたいと思います。

オブザーバー

概要版に関しては市報と併せて全戸配布させていただいております。

総合計画が改定されたときには、ふれあい市長室や、職員が行うまちづくり出張教室等でも、この概要版を使わせていただいて、広く市民の皆様にも、今、市が抱えている全体の計画の進捗、こういう指標を掲げて進めているという説明をさせていただきます。

今回の第2期総合計画に関しても、同様に概要版ができた後には、市報などでの周知を図っていききたいと考えております。

部会長

広報はとにかく重要ですので。

委員

最上位の計画というぐらいですから。

部会長 従来の方法だけでなく、何か経費をあまりかけずにできる方法があれば、ぜひよろしくをお願いします。

事務局 わかりました。

部会長 これで、予定の議事は終了いたしましたので、特にございませんようでしたら、事務局のほうに進行をお返ししたいと思います。お願いします。

事務局 それでは、以上をもちまして、第2回市民福祉部会の会議を終了させていただきます。長時間大変お疲れさまでした。本日は、まことにありがとうございました。